



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

### ○ 規則

\*52 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する

規則 (人事課) ..... 2

### ○ 告示

1255	地籍調査の成果の認証	(地域政策課) ..... 4
1256	〃	( 〃 ) ..... 5
1257	〃	( 〃 ) ..... 5
1258	〃	( 〃 ) ..... 5
1259	〃	( 〃 ) ..... 6
1260	〃	( 〃 ) ..... 6
1261	〃	( 〃 ) ..... 6
1262	〃	( 〃 ) ..... 7
1263	〃	( 〃 ) ..... 7
1264	〃	( 〃 ) ..... 8
1265	〃	( 〃 ) ..... 8
1266	〃	( 〃 ) ..... 8
1267	〃	( 〃 ) ..... 9
1268	〃	( 〃 ) ..... 9
1269	〃	( 〃 ) ..... 9
1270	〃	( 〃 ) ..... 10
1271	〃	( 〃 ) ..... 10
1272	〃	( 〃 ) ..... 10
1273	〃	( 〃 ) ..... 11
1274	〃	( 〃 ) ..... 11
1275	〃	( 〃 ) ..... 12
1276	〃	( 〃 ) ..... 12
1277	〃	( 〃 ) ..... 12
1278	〃	( 〃 ) ..... 13
1279	〃	( 〃 ) ..... 13
1280	〃	( 〃 ) ..... 13
1281	〃	( 〃 ) ..... 14
1282	〃	( 〃 ) ..... 14
1283	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課) ..... 15
1284	〃	( 〃 ) ..... 15
1285	救急病院の認定	(医務課) ..... 15
1286	〃	( 〃 ) ..... 16
1287	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課) ..... 16

1288	大規模小売店舗の変更の届出	( " )..... 17
1289	農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課)..... 18
1290	保安林の指定の解除予定	(森林整備課)..... 18
1291	"	( " )..... 18

規 則

和歌山県規則第52号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年和歌山県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の5第2号中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改める。

第24条の2第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

別記第1号様式から別記第2号様式までの規定中「殿」を「様」に改める。

別記第3号様式中「殿」を「様」に、「看護婦」を「看護師」に、「治ゆ」を「治癒」に、「保健婦」を「保健師」に、「看護婦、看護師」を「看護師」に、「准看護婦、准看護師」を「准看護師」に改める。

別記第4号様式中「殿」を「様」に、

9	休業援 護金	全部休業した日についての計算	$\begin{matrix} \text{(補償基)} & \text{(請求)} & \text{(全部休業した日に支払われ)} & \text{(A)の} \\ \text{礎額} & \text{日数} & \text{た給与その他の収入の総額} & \text{金額} \\ \text{(C)} & & & \end{matrix}$ $\times \times \frac{80}{100} - ( \quad + \quad ) =$	円	を
	護金	一部休業した日についての計算	$\begin{matrix} \text{(B)の金額} \\ \text{(D)} & & \times \frac{20}{60} & = \end{matrix}$	円	
	休業援護金 申請金額	(C) + (D)		円	

9	休業援 護金	全部休業した日についての計算	$\begin{matrix} \text{(補償基)} & \text{(請求)} & \text{(全部休業した日に支払われ)} & \text{(A)の} \\ \text{礎額} & \text{日数} & \text{た給与その他の収入の総額} & \text{金額} \\ \text{(C)} & & & \end{matrix}$ $\times \times \frac{80}{100} - ( \quad + \quad ) =$	円	に
	護金	一部休業した日についての計算	$\begin{matrix} \text{(B)の金額} \\ \text{(D)} & & \times \frac{20}{60} & = \end{matrix}$	円	
	休業援護金 申請金額	(C) + (D)		円	
10	厚生年金保険法等の適用関係	<input type="checkbox"/>	の被保険者である。	<input type="checkbox"/>	被保険者でない。

改め、「10」を「11」に、「治ゆ」を「治癒」に、「11」を「12」に、「12」を「13」に改め、同様式の注意事項5を次のように改める。

5 「10 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、請求する休業補償と同一の事由により条例付則第5条第2項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「 の被保険者である。」のに印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例付則第5条第2項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨を書類で報告すること。

別記第4号の2様式中「殿」を「様」に、「 被保険者である」を「 の被保険者である」に改め、同様式の注意事項2を次のように改める。

2 「7 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、請求する傷病補償年金と同一の事由により条例付則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「 の被保険者である。」のに印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例付則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨を書類で報告すること。

別記第4号の3様式中「殿」を「様」に改める。

別記第5号様式中「殿」を「様」に、「治ゆ年月日」を「治癒年月日」に、「、治ゆ」を「、治癒」に改める。

別記第5号の2様式中「殿」を「様」に、「治ゆ年月日」を「治癒年月日」に、

「

10 国民年金法等の受給関係	<input type="checkbox"/> 被保険者である。 <input type="checkbox"/> 被保険者でない。
----------------	---------------------------------------------------------------------

を

「

10 厚生年金保険法等の適用関係	<input type="checkbox"/> の被保険者である。 <input type="checkbox"/> 被保険者でない。
------------------	----------------------------------------------------------------------

に

改め、同様式の注意事項4を次のように改める。

4 「10 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、請求する障害補償年金と同一の事由により条例付則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「 の被保険者である。」のに印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例付則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨を書類で報告すること。

別記第5号の2様式の注意事項9中「、治ゆ」を「、治癒」に改める。

別記第6号様式及び別記第6号の2様式中「殿」を「様」に改める。

別記第7号様式中「殿」を「様」に、

「

厚生年金保険等の適用 <input type="checkbox"/>	の被保険者であった。 <input type="checkbox"/> 被保険者でなかつた。
-------------------------------------	------------------------------------------------

を

厚生年金保険法等の適用関係	<input type="checkbox"/>	の被保険者であった。	<input type="checkbox"/>	被保険者でなかった。	に
---------------	--------------------------	------------	--------------------------	------------	---

改め、同様式の注意事項5を次のように改める。

5 「厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、死亡職員又は請求者が条例付則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「 の被保険者であった。」のに印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例付則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨を書類で報告すること。

別記第8号様式から別記第11号様式までの規定中「殿」を「様」に改める。

別記第13号様式中「殿」を「様」に、「治ゆ年月日」を「治癒年月日」に、「所轄社会保険事務所等」を「所轄年金事務所名等」に改める。

別記第13号の2様式中「殿」を「様」に改める。

別記第13号の3様式中「殿」を「様」に、「所轄社会保険事務所等」を「所轄年金事務所名等」に改める。

別記第14号様式中「殿」を「様」に、「所轄社会保険事務所等」を「所轄年金事務所名等」に改め、同様式の注意事項1中「たりる」を「足りる」に改める。

別記第15号様式及び別記第16号様式中「殿」を「様」に改める。

別記第19号様式中「治ゆ年月日」を「治癒年月日」に、「附則第5条」を「付則第5条」に、「所轄社会保険事務所等」を「所轄年金事務所名等」に、「附則第3条」を「付則第3条」に改め、同様式の記入要領Ⅰの3中「たとえば」を「例えば」に改める。

別記第20号様式中「附則第5条」を「付則第5条」に、「所轄社会保険事務所等」を「所轄年金事務所名等」に改め、同様式の記入要領Ⅱの2中「たとえば」を「例えば」に改める。

別記第20号の2様式中「附則第5条」を「付則第5条」に、「所轄社会保険事務所等」を「所轄年金事務所名等」に改め、同様式の裏面記入要領Ⅰの3中「治ゆした」を「治癒した」に改める。

別記第20号の3様式中「附則第5条」を「付則第5条」に、「所轄社会保険事務所等」を「所轄年金事務所名等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第1255号

和歌山県紀の川市平野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県紀の川市

2 調査を行った時期

平成24年4月1日から平成27年2月26日まで

3 成果の名称

和歌山県紀の川市平野の一部地区の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域  
和歌山県紀の川市平野の一部地区
- 5 認証年月日  
平成27年10月23日

---

**和歌山県告示第1256号**

和歌山県田辺市文里二丁目の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成24年4月18日から平成26年12月19日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市文里二丁目一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市文里二丁目一部地区
- 5 認証年月日  
平成27年10月23日

---

**和歌山県告示第1257号**

和歌山県田辺市秋津川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成25年4月1日から平成26年11月27日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市秋津川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市秋津川の一部地区
- 5 認証年月日  
平成27年10月23日

---

**和歌山県告示第1258号**

和歌山県田辺市上芳養の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称

和歌山県田辺市

- 2 調査を行った時期  
平成25年4月1日から平成26年10月30日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市上芳養の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市上芳養の一部地区
- 5 認証年月日  
平成27年10月23日

---

**和歌山県告示第1259号**

和歌山県日高郡日高川町大字山野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。  
平成27年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期  
平成25年4月1日から平成27年3月13日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高川町大字山野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高川町大字山野の一部地区
- 5 認証年月日  
平成27年10月23日

---

**和歌山県告示第1260号**

和歌山県日高郡日高川町大字下田原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。  
平成27年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期  
平成25年4月1日から平成27年1月15日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高川町大字下田原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高川町大字下田原の一部地区
- 5 認証年月日  
平成27年10月23日

---

**和歌山県告示第1261号**

和歌山県日高郡日高川町大字蛇尾の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期  
平成25年4月1日から平成27年3月27日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高川町大字蛇尾の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高川町大字蛇尾の一部地区
- 5 認証年月日  
平成27年10月23日

**和歌山県告示第1262号**

和歌山県日高郡日高川町大字寒川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期  
平成25年4月1日から平成27年3月27日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高川町大字寒川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高川町大字寒川の一部地区
- 5 認証年月日  
平成27年10月23日

**和歌山県告示第1263号**

和歌山県日高郡日高川町大字小熊の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期  
平成25年4月1日から平成27年3月25日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高川町大字小熊の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高川町大字小熊の一部地区

5 認証年月日

平成27年10月23日

**和歌山県告示第1264号**

和歌山県日高郡印南町大字古井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡印南町

2 調査を行った時期

平成25年4月1日から平成27年3月18日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡印南町大字古井の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡印南町大字古井の一部地区

5 認証年月日

平成27年10月23日

**和歌山県告示第1265号**

和歌山県日高郡印南町大字美里の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡印南町

2 調査を行った時期

平成25年4月1日から平成27年3月19日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡印南町大字美里の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡印南町大字美里の一部地区

5 認証年月日

平成27年10月23日

**和歌山県告示第1266号**

和歌山県日高郡印南町大字榎川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡印南町

2 調査を行った時期

平成25年4月1日から平成27年3月19日まで

- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡印南町大字榎川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡印南町大字榎川の一部地区
- 5 認証年月日  
平成27年10月23日

**和歌山県告示第1267号**

和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期  
平成25年4月1日から平成27年3月10日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区
- 5 認証年月日  
平成27年10月23日

**和歌山県告示第1268号**

和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期  
平成25年4月1日から平成27年3月10日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区
- 5 認証年月日  
平成27年10月23日

**和歌山県告示第1269号**

和歌山県西牟婁郡白浜町椿の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期  
平成25年4月1日から平成27年3月25日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県西牟婁郡白浜町椿の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県西牟婁郡白浜町椿の一部地区
- 5 認証年月日  
平成27年10月23日

**和歌山県告示第1270号**

和歌山県西牟婁郡白浜町椿の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期  
平成25年4月1日から平成27年3月25日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県西牟婁郡白浜町椿の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県西牟婁郡白浜町椿の一部地区
- 5 認証年月日  
平成27年10月23日

**和歌山県告示第1271号**

和歌山県日高郡日高川町大字弥谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期  
平成25年4月1日から平成27年3月27日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高川町大字弥谷の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高川町大字弥谷の一部地区
- 5 認証年月日  
平成27年10月23日

**和歌山県告示第1272号**

和歌山県日高郡日高川町大字原日浦の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期  
平成25年4月1日から平成27年3月10日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高川町大字原日浦の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高川町大字原日浦の一部地区
- 5 認証年月日  
平成27年10月23日

---

**和歌山県告示第1273号**

和歌山県田辺市中辺路町近露の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成25年4月1日から平成27年3月23日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市中辺路町近露の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市中辺路町近露の一部地区
- 5 認証年月日  
平成27年10月23日

---

**和歌山県告示第1274号**

和歌山県田辺市中辺路町大内川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成25年4月1日から平成27年3月16日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市中辺路町大内川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域

和歌山県田辺市中辺路町大内川の一部地区

5 認証年月日

平成27年10月23日

**和歌山県告示第1275号**

和歌山県田辺市本宮町久保野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県田辺市

2 調査を行った時期

平成25年4月1日から平成27年3月24日まで

3 成果の名称

和歌山県田辺市本宮町久保野の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県田辺市本宮町久保野の一部地区

5 認証年月日

平成27年10月23日

**和歌山県告示第1276号**

和歌山県田辺市本宮町大居の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県田辺市

2 調査を行った時期

平成25年4月1日から平成27年3月24日まで

3 成果の名称

和歌山県田辺市本宮町大居の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県田辺市本宮町大居の一部地区

5 認証年月日

平成27年10月23日

**和歌山県告示第1277号**

和歌山県和歌山市六十谷・直川の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県和歌山市

2 調査を行った時期

平成25年4月1日から平成27年2月20日まで

3 成果の名称

和歌山県和歌山市六十谷・直川の各一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県和歌山市六十谷・直川の各一部地区

5 認証年月日

平成27年10月23日

---

**和歌山県告示第1278号**

和歌山県和歌山市鳴神の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年11月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県和歌山市

2 調査を行った時期

平成25年4月1日から平成27年3月13日まで

3 成果の名称

和歌山県和歌山市鳴神の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県和歌山市鳴神の一部地区

5 認証年月日

平成27年10月23日

---

**和歌山県告示第1279号**

和歌山県和歌山市築港1丁目・築港2丁目・築港3丁目・築港4丁目・築港5丁目・築港6丁目・湊・西浜の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年11月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県和歌山市

2 調査を行った時期

平成25年4月1日から平成27年3月6日まで

3 成果の名称

和歌山県和歌山市築港1丁目・築港2丁目・築港3丁目・築港4丁目・築港5丁目・築港6丁目・湊・西浜の各一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県和歌山市築港1丁目・築港2丁目・築港3丁目・築港4丁目・築港5丁目・築港6丁目・湊・西浜の各一部地区

5 認証年月日

平成27年10月23日

---

**和歌山県告示第1280号**

和歌山県和歌山市鳴神の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期  
平成25年4月1日から平成27年2月16日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県和歌山市鳴神の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県和歌山市鳴神の一部地区
- 5 認証年月日  
平成27年10月23日

**和歌山県告示第1281号**

和歌山県有田郡湯浅町大字山田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田郡湯浅町
- 2 調査を行った時期  
平成24年4月1日から平成27年3月16日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田郡湯浅町大字山田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県有田郡湯浅町大字山田の一部地区
- 5 認証年月日  
平成27年10月23日

**和歌山県告示第1282号**

和歌山県有田郡湯浅町大字山田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成27年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田郡湯浅町
- 2 調査を行った時期  
平成25年4月1日から平成27年3月16日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田郡湯浅町大字山田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県有田郡湯浅町大字山田の一部地区

## 5 認証年月日

平成27年10月23日

**和歌山県告示第1283号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成27年12月24日まで縦覧に供する。

平成27年11月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 申請年月日

平成27年10月23日

## 2 名称

特定非営利活動法人きのくに広域適応教室さくら

## 3 代表者の氏名

武石正博

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県有田郡有田川町金屋13番地2

## 5 定款に記載された目的

この法人は、不登校をはじめ問題を抱える子どもたちと家族に対して、子どもの社会的自立と家庭の安定に関する事業を行い、子どもと家庭の保健・福祉の向上と地域住民が安心・安全に暮らせる地域づくりに寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第1284号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成27年12月28日まで縦覧に供する。

平成27年11月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 申請年月日

平成27年10月26日

## 2 名称

特定非営利活動法人紀ノ国就労支援センター

## 3 代表者の氏名

和田安生

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市楠見中24-8

## 5 定款に記載された目的

この法人は、地域の障害者に対して、障害者自立支援法に基づく就労継続支援事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第1285号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を

認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成27年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 済生会和歌山病院
- 2 所在地 和歌山市十二番丁45番地
- 3 有効期限 平成30年10月10日

#### 和歌山県告示第1286号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成27年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 嶋病院
- 2 所在地 和歌山市西仲間町一丁目30番地
- 3 有効期限 平成30年10月24日

#### 和歌山県告示第1287号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成27年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグコスモス湊店  
和歌山県和歌山市湊字堤外坪1827-5外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成28年6月24日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,693㎡
- 6 駐車場の収容台数  
52台
- 7 駐輪場の収容台数  
23台

- 8 荷さばき施設の面積  
32㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量  
9.2㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻  
午前10時から午後10時まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後10時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数  
2か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日  
平成27年10月23日
- 15 届出等の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山市産業まちづくり局産業観光部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成27年11月6日から平成28年3月7日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第1288号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成27年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
オークワ岩出西店  
和歌山県岩出市中黒641-1
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成  
和歌山県和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗の名称  
（変更前）メッサオークワ岩出西店  
（変更後）オークワ岩出西店
- 4 変更年月日  
平成27年11月14日

## 5 変更した理由

小売業態の変更のため

## 6 届出年月日

平成27年10月23日

## 7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）

岩出市事業部産業振興課（岩出市西野202番地の3）

## 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成27年11月6日から平成28年3月7日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

## 和歌山県告示第1289号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年10月23日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年11月19日まで縦覧に供する。

平成27年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第45号	日高郡印南町島田字瀬畑3266-52

## 和歌山県告示第1290号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

平成27年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 解除予定保安林の所在場所 日高郡美浜町大字吉原字大松原958の267（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 潮害の防備

3 解除の理由 津波防護施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局地域振興部林務課並びに美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第1291号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

平成27年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 解除予定保安林の所在場所 日高郡美浜町大字吉原字大松原958の267（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 解除の理由 津波防護施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局地域

振興部林務課並びに美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)